

今治市地方公会計制度に係る公会計システム構築業務委託仕様書

1 (目的)

今治市（以下「本市」という）は、平成28年度事業において、新しく総務省から平成27年1月23日に示された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」による貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書（以下、「財務書類」という）の作成と公表、並びにその補助簿として必要な固定資産台帳の整備を行った。

本市では当整備にあたり、平成28年度に地方公共団体情報システム機構より提供された地方公会計標準ソフトウェア（以下「標準ソフトウェア」という）を導入しているが、標準ソフトウェアが令和3年度末（令和4年3月31日）をもってサービスを終了することから、令和4年度から代替となるソフトウェア（以下「公会計システム」という）による財務書類の作成や固定資産台帳の整備等を開始することを目的に、次期公会計システムの導入業務を委託する。

2 (履行)

受注者は、善良な管理者の注意をもって業務に当たり、本仕様書、業務委託契約約款及び業務に関連する法令等を遵守し、業務を適正に履行しなければならない。

3 (業務の概要)

(1) 業務委託名

今治市地方公会計制度に係る公会計システム構築業務

(2) 履行期限

契約日 ～ 令和4年3月31日

(3) 委託場所

今治市役所本庁舎

4 (業務の範囲)

固定資産台帳の管理及び財務書類作成機能を有する公会計システムを構築する。

5 (作業内容)

(1) 以下に示す機能を構築する。

① 公会計システムの要件

- 1) 総務省から公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月及び令和元年8月改訂版）に準拠して、財務書類等作成機能、各種台帳の管理機能、財務書類等活用機能を有する最適な公会計システムの構築について、適切な助言とその導入を行うこと。

- 2) 公会計システムについて、その操作方法や機能仕様、導入費、維持費等、総合的に判断し、本市に適した公会計システムを提案するものとする。なお、公会計システムへの固定資産台帳データの取込み及び、財務書類作成の運用手順については、受託者にて操作指導を実施すること。
 - 3) 公会計システムの構築に係るミドルウェアの調達及び、セットアップ、初期設定、インストラクト、システム運用に関する窓口等の実施を本業務にて行うこと。
 - 4) 本市の既設財務会計システムとの執行データ連携を前提としている為、財務会計システムのオプション機能またはサブシステムから出力される執行データにより連携が可能であること。または、業務に支障がない様にデータ連携における最適化支援を行うこと。なお、本市の既設財務会計システムは、(株)日立システムズの ADWORLD 財務会計システムを運用している。
 - 5) 公会計システムの同時アクセス台数は3台以上とする。
 - 6) インストラクトは状況によりオンラインでの実施が可能であること。
 - 7) 財務書類作成機能において、愛媛県内で1団体以上の稼働実績を有する公会計システムであること。
- ② 公会計システムの機能要件
- 本仕様書及び別添「公会計システム機能要件書」に掲げる項目、並びに標準ソフトウェアで実装されている機能は公会計システムにおいて全て実現するものとし、実現できない場合は代替手段を提案するものとする。
- ただし、今後のバージョンアップや制度改正等の維持運用に要するコスト並びに保守費用の抑制を図るため、パッケージの保持する標準機能を有効活用することを原則とし、カスタマイズ対応は極力抑制し、公会計システムで対応できない内容については、業務の運用手法等による解決策を具体的に提案すること。
- ③ 公会計システムの規模要件
- 公会計システムで管理するデータ量及び利用者数については次のとおり。
- ・職員数：3名以上
 - ・同時アクセス台数：3台以上
- ④ 公会計システムの信頼性
- 1) 信頼性
 - ア) 可用性
 - ・メンテナンス等の必要な時間を除いて、原則365日24時間安定して稼働できる環境を構築すること。
 - ・磁気ディスク構成の冗長化等によりハードディスク障害からデータの保護が可能であること。
 - ・一時的にシステムへの負荷が高くなる業務に対し、リソースの状況を確認して、利用状況の改善が必要と判断した場合、リソースの最適化を実施すること。

イ) 完全性

バックアップ作業は、自動運用を前提とし、スケジューリング機能を有すること。

ウ) 機密性

データの暗号化、アクセス制限、操作ログの取得等、データが第三者から閲覧されないような対策を講じること。

2) 情報セキュリティ

ア) アクセス権限

- ・使用ユーザごとにアクセス制限を設定できるシステムであること。
- ・起動時のログイン画面においては、ユーザID・パスワードが一致した場合のみ起動が可能とすること。
- ・管理者権限をもったユーザのみが、アクセス権限の設定変更を可能とする機能を有すること。

イ) 運用監視要件

- ・すべての操作ログを取得し、指定した担当者及び操作ごとにログの抽出、参照ができること。ログデータをCSV等の汎用的なファイルに出力できること。収集ログは、1か年程度の長期保管ができること。
- ・公会計システム機能内においても、データ登録時には、データ登録日時・データ登録者、データ変更時には、データ変更内容・変更日時・データ変更者、データ削除時には、データ削除日時・データ削除者の情報をデータに記録すること。

⑤ 公会計システムの稼働環境

1) 公会計システムは、以下のどちらかの環境に構築すること。

- ・本市の既設内部事務システムで使用するサーバ（共通基盤）に構築すること。当該サーバへの仮想環境構築及びOS初期セットアップは本市で行うものとする。
（本市のシステム環境については、別紙「本市のシステム環境について」を参照）
- ・LGWANネットワーク（LGWAN-ASP）を介して公会計システムを構築すること。

2) クライアント要件

- ・本市が設置している既存PCを利用する。

(2) 標準ソフトウェアから次期公会計システムへ以下のデータ移行を行うこと。

① マスタデータの移行・設定

次期公会計システムの必須マスタについて、本市が標準ソフトウェアに設定していたマスタ情報をもとに、様式の修正及びシステムへの取込設定を行うこと。なお、資金仕訳変換ルールなど既存マスタ情報に改善の必要がある場合は本市に対し他団体の事例や会計的知見をもとに提案・協議を行い適切な修正を行うこととする。

② 固定資産台帳データレイアウトの編集・取込

標準ソフトウェアから出力された固定資産台帳データについて、公営企業会計を除く全体会計までのデータを次期公会計システムに取込可能な様式に編集を行いデータの取込を行うこと。

取込可能様式への編集に際して、次期公会計システムにおける必須項目の情報が不足している場合は、不足箇所の特定を行い、本市に報告を行うこと。

但し、不足箇所に入力すべき情報の調査は業務の範囲外とし、本市が調査・入力後、回答することとする。また、資産の異動履歴データについては移行の範囲外とする。

③ その他資産・負債データの取込

本市から提供された財務書類等の情報をもとに、公営企業会計を除く全体会計までの金融資産等の固定資産以外の資産、及び負債の残高を特定し、次期公会計システムの開始時残高として登録を行うこと。また、同会計の純資産変動計算書における前年度末純資産残高の設定を行うこと。なお、公営企業会計及び連結会計はキャッシュフロー計算書の前年度末資金残高及び歳計外現金残高の設定を行うこと。

④ 減価償却計算差異の修正

標準ソフトウェアから次期公会計システムへデータ移行した際に生じる減価償却計算の差異について、差異を特定する根拠データを作成するとともに、財務書類作成時における減価償却計算の差異の反映方法について指導・助言を行うこと。

(3) 操作研修

① 操作手順書及び運用手順書

受託者は、予めソフトウェア等に添付されているマニュアルの他に、公会計システムの操作について管理者及びユーザが初めて操作する場合でも理解できるよう、わかりやすい操作手順書及びFAQ等を作成し、紙ベース及び電子データで提出すること。

② 研修

1) 研修内容

受託者は、公会計システムの操作説明のため、本市の職員を対象とした研修を1回以上実施すること。

2) 研修時期・会場

研修の時期、会場、研修用環境の構築については、本市と協議のうえ決定することとする。

(4) 保守サービスとして以下のサービスを提供すること。

保守サービスの提供は、原則として電話、電子メールまたはFAXによって行われ

るものとする。保守サービス提供時間帯は、休業日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始その他の受注者の定める休業日）を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

① 技術サポート

- ・ 公会計システムに実装する機能やその操作全般に係る問合せ対応
- ・ 故障（操作マニュアルに記載された通りに動作しない場合）時の問合せ対応
- ・ 上記故障の範囲の特定
- ・ 正常な動作環境における操作（操作マニュアルに記載された操作）時に発生した、公会計システムに起因する故障に係る修正情報または修正版の提供

② バージョンアップ

- ・ システムの機能強化、システム的环境変化に対応すること
- ・ 公会計制度変更に伴うシステム仕様の変更

③ 運用支援体制

- ・ 受託者事務所内に同様のシステムを構築し、運用支援が行えること。
- ・ 業務の流れやFAQを確認できるWEBサイト等を提供すること。
- ・ 障害発生時の原因切り分け、復旧に協力すること。

6 (成果品)

成果品は次のとおりとする。

(1) 公会計システム	一式
(2) 操作マニュアル	一式 (電子データ)
(3) 必須マスタ関連データ	一式 (電子データ)
(4) 開始固定資産台帳データ	一式 (電子データ)
(5) 開始貸借対照表データ	一式 (電子データ)
(6) その他関係書類等	一式 (電子データ)
(7) 業務完了報告書	1部

7 (その他)

(1) 履行体制

新地方公会計制度の統一モデル及び固定資産台帳整備に精通し、本市と同規模（人口約15万人）以上の団体の財務書類作成及び固定資産台帳の更新支援業務を行った実績をもつ事業者が従事すること。

総務省の動向や全国の公会計の実情を把握する必要があるため、一般社団法人地方公会計研究センターの会員資格または総務省の地方公会計アドバイザー登録を持つ

事業者が従事すること。

(2) 秘密厳守

受注者は、本業務の実施中に生ずるすべての成果品や知り得た事項等を、発注者の許可なく他に公表してはならない。

(3) 権利の帰属

本業務により導入された成果品の所有権は、発注者に帰属するものとする。なお、成果品にソフトウェアが含まれる場合、当該ソフトウェアの著作権その他の知的財産権は、乙又はそのサプライヤーに帰属する。

(4) 契約不適合責任

発注者は、成果品が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが判明した場合、受注者に対して、成果品の修補等履行の追完を求めることができる。業務の内容に契約不適合があった場合は、発注者と協議の上、受注者は無償で是正措置を講ずること。

(5) 資料等の提供

本業務の実施にあたり、両者協議の上、甲は作成・分析に必要な資料等の提供を行う。

(6) 協議

この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上、処理するものとする。